令和2年 第3回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和2年第3回東彼杵町議会臨時会は、令和2年5月28日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番 林田 二三 君 2番 立山 裕次 君 3番 口木 俊二 君 4番 浪瀬 真吾 君 尾上 庄次郎 君 5番 大石 俊郎 君 6番 7番 後城 一雄 君 8番 浦 富男 君 9番 橋村 孝彦 君 森 敏則 君 10 番

11番 吉永 秀俊 君

- 2 欠席議員は次のとおりである。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 岡田 伊一郎 君 教 育 長 長 欠 席 副 町 長 三根 貞彦 君 会計管理者 欠 席 総務課長 松山 昭 君 欠 席 健康ほけん課長 農林水産課長 髙月 淳一郎 君 町 民 課 長 工藤 政昭 君 農 委 局 長 (髙月 淳一郎 君) 税財政課長 山下 勝之 君 岡田 半二郎 君 水道課長 欠 席 まちづくり課長 建設課長 欠 席 教育次長 欠 席

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 滝川 千香子 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 39 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)

6 閉 会

開 会 (午前9時29分)

○議長(吉永秀俊君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 3 回東 彼杵町議会臨時会を開会いたします。

会議を始める前にお知らせいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連し、特に議案に直接関係しない管理職の出席自粛をお願いいたしましたので、教育長、教育次長、会計課長、建設課長、水道課長、健康ほけん課長が欠席いたしております。

それでは、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(吉永秀俊君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(吉永秀俊君)

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第 3 議案第 39 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)

○議長(吉永秀俊君)

日程第3、議案第39号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

おはようございます。本日ここに、令和2年第3回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、大変ご多用の中に、お揃いご出席をいただき誠にありがとうございます。

5月22日、新型コロナウイルス感染症対応につきまして、長崎県知事の記者会見のとおり、今しばらく県境を越える不要不急の移動を控えることや、新しい生活様式の実践を更に徹底することな

どの確認を町対策本部で行っております。北九州市では、第2波の始まりとも思われる感染が確認 され、国も厚生労働省のクラスター対策班を福岡県に派遣したと報道をされています。

それでは、議案第39号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3323 万 4000 円を追加し、予算の総額を 61 億 5856 万 1000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等対策事業に関するものでございます。

歳出は、子育て世帯への臨時特別交付金 456 万円、町農林水産業緊急応援給付金事業費 2867 万 4000 円となっています。

歳入については、特定財源としてふるさと創生事業基金繰入金 456 万円、一般財源としまして財 政調整基金繰入金 2867 万 4000 円でございます。

この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、約 7600 万円の内示があっていますので、その他の事業と併せて交付申請を行い、承認をいただきましたら、後ほど財源更正を行わせていただきます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり議案第39号についてご説明いたします。

予算書の方の6ページをお願いいたします。3番、歳出になります。3款2項6目子育て世帯臨時特別給付事業費18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の支援として、既に、子ども1人当たり1万円の給付を行うこととしておりますが、更に、1人当たり5000円を追加給付する費用として456万円計上いたしました。

7ページから9ページになりますけれど、東彼杵町農林水産業緊急応援給付金事業として、新型コロナウイルス感染症の影響の中、農業、林業、漁業事業者へ、1事業者あたり10万円を支援するものとして計上いたしました。

7ページの6款1項3目農業振興費10節需用費と11節役務費は事務経費として、18節負担金補助及び交付金は農業事業者への給付費として、合計2617万4000円を計上しております。

8 ページをお願いします。6 款 2 項 2 目林業振興費 18 節負担金補助及び交付金 20 万円は、林業事業者を対象にしております。

また、9 ページの6款3項1目水産業振興費18節負担金補助及び交付金230万円は、漁業事業者を対象として計上しております。

戻りまして5ページをお願いします。2番、歳入になります。20款1項1目財政調整基金繰入金と2目ふるさと創生事業基金繰入金は、歳出の方でご説明いたしました農林水産業緊急応援給付金事業と、子育て世帯臨時特別給付事業の財源としてそれぞれ追加をしております。

戻りまして 1、2 ページの第 1 表と 3、4 ページの事項別明細書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

それでは、これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

質問事項は多いので、まとめて言いますのでゆっくりしゃべります。理解できたら手を挙げてください。

まず、7ページ、農業振興費18節負担金補助及び交付金についてでございます。

まず1個目、給付受給農家の方ということですけれど、業種が、東彼杵町にはお茶農家、イチゴ農家、アスパラガス農家、みかん農家、あるいは畜産農家の方、それぞれあります。今、私が言った業種、すべて含まれるのか。言った以外に他の業種があるのかどうか。その点をまず第1点教えてください。

2つ目、給付金受給資格要件は、前年度の成果にかかわらず、全て、先ほど 10 万円と言っておられましたけれど、2600 万円ということは 260 戸該当すると思うんですけれど、給付金受給資格要件は、定められているのかいないのか。定めているとすればどのように定めているのか。その点をお尋ねします。これが 2 点目です。

3点目、まず、この 2600 万円の算出根拠は、先ほど言った農家の方とか畜産農家の方の 260 戸が 10万円給付するということで逆算して 2600 万円と思われる。それでいいのかどうか。

その次、8ページ、まとめていきますので、3回しか質問できませんので。

8ページ、6款の林業振興費、これは20万円計上されております。20万円計上されておりますけれど、10万円の給付としていいのかどうか。そうすると、10万円、逆算すると林業を営んでおらる農家の方は2件となります。そういう解釈でいいのかどうか。これの受給要件が定められているのかどうか。この2つお答えください。

9ページ、水産業振興費 18 節、これも負担金補助及び交付金について、これも 230 万円。10 万円とすると 23 戸ということになる。そういう解釈でいいのかどうか。そして、やはり受給要件、これが前年度との比較で定められているのかどうか。以上、たくさんになりましたけれど、よろしくお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

まず7ページの農家の業種でございますが、この業種は全て対象となっています。資格要件は定めております。これは、後ほど農林水産課長から説明をさせますのでお願いいたします。

根拠はどうなのかというのも、260 件全て 10 万円でしております。この根拠も農林水産課長から 説明させます。

8ページでございますが、10万円の給付は2件であります。この根拠も、後ほど農林水産課長から説明させます。

9ページ、10万円とする漁業者の23戸。これも全て23戸でございまして、受給要件も農林水産課長から説明させます。よろしくお願いします。農林水産課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長(髙月淳一郎君)

町長に変わり補足説明をさせていただきます。

まず、業種につきましては、町長が申し上げましたとおり農林水産業全部で、事業収入を得ている方という形になります。

対象要件は今から申し上げますのでお願いします。

1番として、令和2年6月1日現在、個人にあっては町内に住民票を有している者、事業者。法人にあっては、町内に事業所を有していること。

2番目として、事業対象規模の要件でございますけれど、昨年、令和元年度分の確定申告、01年分の確定申告において、農業によっては農林水産物による販売収入。林業においては、林産物販売収入等による営業収入、又は、山林の伐採、立木の販売による山林収入。そして、水産業にあっては、水産物の販売による営業収入等が、個人にあっては100万円以上、法人にあっては200万円以上に限定をさせていただいております。つまり、確定申告で判断をするという形になります。

対象者の根拠でありますけれど、税務資料が我々は見られませんので、世界農林業センサスという数字があります。その中に、販売している農家数、林家数がございます。農林業センサスの農業については、520人という数字が出てきました。それは、15万円以上販売している方々がありますので、概算でその2分の1ということで260という数字を出しております。林業についても、林業の販売収入があった方が2名と載っておりました。それで、その2という数字を使っております。漁業については、大村湾漁業協同組合の正組合員数が、現在23名ということですので、その数字をそのまま載せております。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

こういう方が該当するかどうかというお尋ねです。道の駅に、今、野菜などを作って出品しておられる方がおられます。その方たちが、今100万円というあれがありましたね。100万円を超える収入があった場合、道の駅、その方は農家かどうか、私も定かでないんですけれど、そういう方も、100万円以上あった場合、確定申告して該当するのかどうか、いかがでしょうか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

農林水産課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長(髙月淳一郎君)

あくまでも申告で判断いたします。申告が農業収入であったという場合は該当いたします。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

今回出てきた議案は、ほとんど 10 万円という算定になっております。1回目の時の宿泊業、飲

食業の方は、去年の4月と比較して50%売上げが削減した場合には20万円の補助。今、そのことが、町民の、業種の方々の間で、10万円と20万円の差はどこから来ているんだろうという素朴な、やはり10万円もらう方からすれば、私も20万円もらいたかったなと、誰でも多くもらいたいという心情は理解できます、私も。だから、もしこの10万円と20万円の決めた根拠、どこかで線引きが必要とは私も思います。飲食業の人が被害が非常に大きかったというところからきているのかなと私の推測ですけれど、この辺を、町長、どのように町民の方から聞かれた場合答えたらいいのか。町長の所見をお伺いします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

まず、20 万円の線引きといたしまして、収入の 50%の減を基本にいたしまして、他所の町では 30 万円とか、金額がばらばらでございますが、基本におきましたのは 50%。それから、そこに該 当しない方は 20%で、例えば、飲食業の方もそこで拾うということで 10 万円ということで計算を しました。

今回、農業の方も10万円といいますのは、数が膨大に上がってきますと、金額的にどうみても、 うちの財政的にみてもちょっと厳しいのではないかと。私、今回上げておりますのは、全協でご説 明をさせていただきますけれど、そういう、なるべくなら、国の事業を活用した事業をして、それ で、これは余分なことになりますが、次に、2兆円の臨時交付金というのを国は計画されておりま すので、ここで、再度疑問があられれば、皆さんのご意見を聴いて、どういう形にするものか。

まだ、いろんな積み残しがございまして、順番にしないと。一般財源を投入していいんですが、ある所では、岡田が町長になってから一般財源を全部取り崩したではないかという意見をいろいろありますが、私はそうではなくて、ここで言いましたように財源更正をさせていただいて、なるべく、国の臨時交付金で検討させていただきたいなと思って、今回線引きをさせております。それは、全て、皆さん、例えば20万円、30万円、50万円給付をいたしたいんでございますけれど、かなり、将来的ないろんな事業を勘案しまして、こういう私の判断でさせていただいていますのでご了承いただきたいと思っています。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番 (浪瀬真吾君)

今回の議案ですね、前回の特別給付金と同様に対象者には、先ほど言われたように農業センサス あたりの資料を調べながら配布されると思いますが、その手続きはいつ頃から。可決しないとでき ないわけですが、可決した場合にいつぐらいからなって、いつぐらいから給付が始まるのか確認を したいと思います。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

ご指摘のとおり、私が一番思いますのはスピード感です。これが1か月も2か月も遅れれば意味 がないのではないかと思いまして、すぐ準備をさせていきます。具体的には農林水産課長から説明 させます。農林水産課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長(髙月淳一郎君)

対象者につきましては、JA の部会員さん、お茶、イチゴ、アスパラガス等々ありまして、総勢 240 数名いらっしゃいます。その中には、認定農業者だったり、先ほどの道の駅出品者だったりの方も入っているんですけれど、明確にわかる方々がいらっしゃいますので、早速、明日発送の手続きをいたしまして、受付そのものは週明けの月曜日、6月1日から受け付ける予定です。とにかくスピード感を持ってやるという町長の方針でございますので、6月、そして7月末までの2か月に絞って、早急に10万円を交付したいと考えております。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

他に。9番議員、橋村孝彦君。

○9番(橋村孝彦君)

確認ですけれど、農業の方で、個人で100万円以上、法人で200万円以上の収入があった場合という話でしたよね。つまり、前年度それだけの収入があったならば支給するという話なんですよね。つまり減額なしで、何%減額はされていなくても、前年度それだけの収入があったら支払うという意味なんですか。そういうことですか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

そうでございます。この減収を農家全部計るというのは、ちょっと時間がかかりすぎるのではないかと思いまして、農業も結構厳しい状況に置かれていますので、減収はかけずに全てやるということです。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

9番議員、橋村孝彦君。

○9番(橋村孝彦君)

これは不透明な部分ですけれど、いろんな給付金、支給金がございますよね、国から、県から、町から。これに対する税金なんですけれど、未確定なのかなという気がしますけれど、企業あたりは雑収入でたぶん上げると思いますけれど、個人とかに掛かる税金はどういうふうになっているんですか。決まっていたらお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

すみません、私も、研究が足りていないところがあるんですけれど、現在全員に 10 万円配られ

ていますけれど、それについては非課税扱いになります。

こういった農業あたりなんですけれど、農業の売り上げを補填するような給付は、農業所得の収 支を計算する際に収入として計上しなければいけないのではないかなと考えています。

ただ、すみません、これは追々、12月辺りになってどういう目的で給付をされたかによると思うんですけれど、その辺をちょっと精査しながら税務署などと相談をしなければいけないかなと考えております。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

私、先ほどの補足をさせていただきますけれど、農業につきましては、結構影響が大きく廃業される事業者の方を何とか助けたいということで、食料自給の改善率も急がなければならないということで、農業は別に収入の減を見なかったということも付け加えさせていただきます。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、議案第39号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第3回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 (午前9時52分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 大石 俊郎

署名議員 尾上 庄次郎